



政府統計

統計法に基づく国の調査
統計調査の秘密を
統計情報全を期し
に万全を期します。

統計法に基づく一般統計調査



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和6(2024)年度能力開発基本調査(個人票)

票種 (雇用形態)	
事業所 I D	
個人 I D	
パスワード	

この調査は、上記の個人 I D、パスワードにて、スマートフォン、P C等オンラインでご回答いただくと便利です。

【調査票配布のご担当者様】

左枠の「票種(雇用形態)」と実際の回答者様の雇用形態に相違がないようご配布ください。

所属課名

電話番号

メールアドレス

氏名

ご連絡先、お名前のご記入は任意です。

回答内容によっては後日照会のためご連絡を差し上げる場合がございますので、差し支えなければご記入ください。

◆ご回答方法

①パソコン・スマホ・タブレットによるオンライン回答

※詳しいアクセス方法などは、同封の「オンライン回答のご案内」をご覧ください。

二次元コードからアクセス



(https://abdev.mhlw.go.jp/)

※オンライン回答画面に直接アクセスできます。

厚生労働省ホームページからアクセス

能力開発基本調査

検索



②本調査票に記入後、同封の返信用封筒(水色・切手不要)に入れてポストに投函

◆調査にあたって

- この調査票に記入された事項については、個人の秘密を守り、統計以外の目的に用いることは絶対にありませんので、ありのままをご記入ください。
- 特にことわりのないかぎり、**令和6(2024)年10月1日現在の状況**についてご記入ください。
- 特にことわりのないかぎり、該当する選択肢を1つ選び番号を○で囲んでください。ただし、**回答欄が網掛けの場合は、設問に従って複数回答**をお願いします。
- 文中で数字(*1、*2...)を付している用語には、その説明を設問の近くに載せましたのでご参照ください。
- 調査票の実数記入欄など、ご記入上特にご注意いただきたい点について、その説明を設問の近くに載せましたのでご参照ください。
- 記入が終わりましたら同封の封筒(切手不要)で**令和6(2024)年12月16日まで**にご返送ください。
- 複数の会社に勤務されている方は本調査票が渡された会社についてお答えください。
- 調査票の内容などにご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

調査のお問い合わせ：厚生労働省能力開発基本調査事務局

TEL：0120-957-873

メール：nouryoku2024@surece.co.jp

調査主体：厚生労働省人材開発統括官付人材開発政策担当参事官室

I あなた御自身について

すべての方にうかがいます

問1 あなた御自身のことについて、それぞれ該当するもの1つに○をつけてください。

(1) 性別

男性	女性
1	2

(2) 年齢（令和6(2024)年10月1日現在 満年齢）

20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
1	2	3	4	5	6

(3) 就業状態

主に仕事*1	通学のかたわらに仕事*2	家事などのかたわらに仕事*3
1	2	3

*1 主に仕事

主に勤め先で仕事をしている場合をいいます。

*2 通学のかたわらに仕事

主に通学していて、ほかに少しでも仕事をしている場合をいいます。

*3 家事などのかたわらに仕事

主に家事（育児、介護、看護などを含む）などをしていて、ほかに少しでも仕事をしている場合をいいます。

(4) 最終学歴（中退者又は在学者は、その前の学歴とします。）

中学・高等学校・中等教育学校	1
専修学校・短大・高専	2
大学（文系）	3
大学（理系）	4
大学院（文系）	5
大学院（理系）	6
その他	7

(5) 雇用形態

正社員*4	正社員以外			
	嘱託*5	契約社員*6	パートタイム労働者*7	その他*8
1	2	3	4	5

*4 正社員

常用労働者のうち、雇用期間の定めのない者であって、貴事業所で定められている1週間の所定労働時間で働いている正社員・正職員として処遇されている者をいいます。

*5 嘱託

定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し、雇用される者をいいます。

*6 契約社員

常用労働者のうち、フルタイム勤務で雇用期間の定めがある者であって、嘱託以外の者をいいます。

*7 パートタイム労働者

常用労働者のうち、1日の所定労働時間が正社員より短い者又は1週の所定労働日数が正社員より少ない者のいずれかに該当する者であって、「嘱託」、「契約社員」以外の者をいいます。

*8 その他

常用労働者のうち、上記「正社員」、「嘱託」、「契約社員」及び「パートタイム労働者」以外の者をいいます。

(6) 現在勤務している会社での勤続年数

(グループ会社等への出向期間も含めてください。令和6(2024)年10月1日現在)

1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上
1	2	3	4	5	6	7

(7) 業務

管理的な仕事* ⁹	1
専門的・技術的な仕事* ¹⁰	2
事務的な仕事* ¹¹	3
販売の仕事* ¹²	4
サービスの仕事* ¹³	5
保安の仕事* ¹⁴	6
生産工程の仕事* ¹⁵	7
輸送・機械運転の仕事* ¹⁶	8
建設・採掘の仕事* ¹⁷	9
運搬・清掃・包装等の仕事* ¹⁸	10
その他の仕事	11

*** 9 管理的な仕事**

課（課相当を含む）以上の組織の管理的な仕事をいいます。

*** 10 専門的・技術的な仕事**

高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事、及び医療・教育・法律・宗教・芸術・その他の専門的性質の仕事をいいます。

*** 11 事務的な仕事**

一般に課長（課長相当職を含む）以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・文書・人事・会計・調査・企画・運輸・通信・生産関連・営業販売・外勤に関する事務及び事務用機械を操作する仕事をいいます。

*** 12 販売の仕事**

商品（サービスを含む）・不動産・証券などの売買、売買の仲立・取次・代理などの仕事、保険外交、商品の売買・製造などに関する取引上の勧誘・交渉・受注の仕事をいいます。

*** 13 サービスの仕事**

理容・美容・クリーニング・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、居住施設・ビルなどの管理サービス及びその他のサービスの仕事をいいます。

*** 14 保安の仕事**

社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持などの仕事をいいます。

*** 15 生産工程の仕事**

生産設備の制御・監視の仕事、機械・器具・手動具などを用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理・検査する仕事、製版・印刷・製本の仕事、生産工程で行われる仕事に関連する仕事及び生産に類似する技能的な仕事をいいます。

*** 16 輸送・機械運転の仕事**

機関車・電車・自動車・船舶・航空機などの運転・操縦の仕事、及びその他の関連する仕事、並びに定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事をいいます。

*** 17 建設・採掘の仕事**

建設の仕事、電気工事に係る作業を行う仕事、ダム・トンネルの掘削などの仕事、鉱物の探査・試掘・採掘・採取・選鉱の仕事をいいます（ただし、建設機械を操作する仕事は、上記「*16」になります。）。

*** 18 運搬・清掃・包装等の仕事**

主に身体を使って行う定型的な作業のうち、運搬・配達・梱包・清掃・包装等の仕事をいいます。

(8) 役職

部長相当職*19	1
課長相当職*20	2
係長、主任、職長相当職*21	3
役職は特になし	4

*19 部長相当職

事業所で通常「部長」又は「局長」と呼ばれている者であって、その組織が2課以上からなるもの、又はその構成員が20名以上（部（局）長を含む。）のものの長をいいます。

*20 課長相当職

事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、その組織が2係以上からなるもの、又はその構成員が10人以上（課長を含む。）のものの長をいいます。

*21 係長、主任、職長相当職

構成員の人数にかかわらず、通常「係長」、「主任」と呼ばれている者をいいます。また、建設業、製造業等において名称のいかんにかかわらず、生産労働者の集団（集団の大きさは問わない。）の長として集団内の指揮、監督に当たる「職長」を含みます。

(9) 1週間の就業時間（ふだん残業している場合はそれも含めてください。）

30 時間未満	30 時間以上 35 時間未満	35 時間以上 40 時間未満	40 時間以上 45 時間未満	45 時間以上 50 時間未満	50 時間以上 55 時間未満	55 時間以上 60 時間未満	60 時間 以上
1	2	3	4	5	6	7	8

II あなたの能力・スキルについて

すべての方にうかがいます

問2 あなたが仕事をする上で自信のある能力・スキルは何ですか。該当するもの3つまでに○をつけてください。また今後、向上させたい能力・スキルは何ですか。該当するもの3つまでに○をつけてください。

	自信がある (3つまで)	向上させたい (3つまで)
I Tを使いこなす一般的な知識・能力 (O A・事務機器操作(オフィスソフトウェア操作)など)	1	1
専門的なI Tの知識・能力 (システム開発・運用、プログラミング等)	2	2
マネジメント能力・リーダーシップ	3	3
チームワーク、協調性・周囲との協働力	4	4
営業力・接客スキル	5	5
課題解決スキル(分析・思考・創造力等)	6	6
定型的な事務・業務を効率的にこなすスキル	7	7
語学(外国語)力	8	8
コミュニケーション能力・説得力	9	9
職種に特有の実践的スキル	10	10
高度な専門的知識・スキル	11	11
読み書き・計算等の基礎的素養	12	12
その他の能力・スキル	13	13
特に該当する能力・スキルがない	14	14

Ⅲ 会社を通して受講した教育訓練について

すべての方にうかがいます

問3 令和5(2023)年度(令和5(2023)年4月1日～令和6(2024)年3月31日)に受講したOFF-JT^{*22}についてうかがいます。

(1) あなたはOFF-JTを受講しましたか。該当するもの1つに○をつけてください。

受講した	受講していない
1	2

→ 6 頁問 4 へ

*22 OFF-JT

業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練(研修)をいい、例えば、社内で実施する教育訓練(労働者を1か所に集合させて実施する集合訓練など)や、社外で実施する教育訓練(業界団体や民間の教育訓練機関など社外の機関が実施する教育訓練に労働者を派遣することなど)を含みます。

問3(1)で「1 受講した」に○をつけた方にうかがいます

(2) 受講したOFF-JTの延べ受講時間について該当するもの1つに○をつけてください。

5時間未満	5時間以上 10時間未満	10時間以上 15時間未満	15時間以上 20時間未満	20時間以上 30時間未満	30時間以上 50時間未満	50時間以上 100時間未満	100時間 以上
1	2	3	4	5	6	7	8

問3(1)で「1 受講した」に○をつけた方にうかがいます

(3) OFF-JTによって得られた技能・知識などは、どのように役立ちましたか。
該当するものすべてに○をつけてください。

現在の仕事の課題が解決できた	1
現在の仕事の幅が広がった	2
仕事に対するモチベーションが向上した	3
仕事に対する自信がついた	4
社内での評価が高まった	5
希望する部署・担当への異動・配置転換につながった	6
役職等の昇進・昇格につながった	7
賃金(賞与・給与)の引上げにつながった(一時金又は手当の支給を含む)	8
正社員への転換につながった	9
社内外のネットワークやコミュニティが広がった	10
転職、独立、副業・兼業など、現在の会社以外の仕事で役に立った	11
その他の役に立った	12
役に立たなかった	13

すべての方にうかがいます

問4 OFF-JTの受講にあたって、会社にどのようなことを求めますか。該当するものすべてに○をつけてください。

職務の遂行に必要なスキル・知識等に関する情報提供	1
OFF-JTを通じた能力開発の方針・目標の共有	2
OFF-JTを通じて身に付けることができるスキル・知識等の提示	3
受講者の意向や課題に応じて個別最適化された研修内容	4
OFF-JTを通して取得した資格等に対する報酬	5
OFF-JTの受講に対する人事考課における考慮	6
その他	7
特に求めることはない	8

IV 自己啓発について

すべての方にうかがいます

問5 令和5(2023)年度に行った自己啓発についてうかがいます。

(1) あなたは自己啓発*23を行いましたか。該当するもの1つに○をつけてください。

行った	行わなかった
1	2

*23 自己啓発

労働者が職業生活を継続するために行う、職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための活動をいいます(職業に関係ない趣味、娯楽、スポーツ健康増進等のためのものは含みません)。

8 頁 問 6 へ

問5(1)で「1(自己啓発を)行った」に○をつけた方にうかがいます

(2) どのような自己啓発を行いましたか。該当するものすべてに○をつけてください。

専修学校、各種学校の講座の受講	1
高等専門学校、大学、大学院の講座の受講	2
民間教育訓練機関(民間企業、公益法人、各種団体)の講習会、セミナーへの参加	3
公共職業能力開発施設*24の講座の受講	4
社内の自主的な勉強会、研究会への参加	5
社外の勉強会、研究会への参加	6
通信教育の受講	7
ラジオ、テレビ、専門書等による自学、自習	8
eラーニング(インターネット)による学習	9
その他	10

*24 公共職業能力開発施設

職業能力開発促進センター(ポリテクセンター)、職業能力開発大学校(ポリテクカレッジ)、都道府県立職業能力開発校等をいいます。

問5（1）で「1（自己啓発を）行った」に○をつけた方にうかがいます

（3）あなたが行った自己啓発の実施時間、自己負担した費用について、それぞれ該当するもの1つに○をつけてください。（令和5（2023）年度1年間の総計）

実施時間

5時間未満	5時間以上 10時間未満	10時間以上 20時間未満	20時間以上 30時間未満	30時間以上 50時間未満	50時間以上 100時間未満	100時間以上 150時間未満	150時間以上 200時間未満	200時間 以上
1	2	3	4	5	6	7	8	9

自己負担した費用

0円	1円以上 1千円未満	1千円以上 1万円未満	1万円以上 2万円未満	2万円以上 5万円未満	5万円以上 10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 50万円未満	50万円以上
1	2	3	4	5	6	7	8	9

問5（1）で「1（自己啓発を）行った」に○をつけた方にうかがいます

（4）自己啓発をするにあたり、費用の補助を受けましたか。受けた場合は、該当するものすべてに○をつけてください。また、そのうち最も補助の大きなもの1つに○をつけてください。

	受けた				受けて いない
	勤務先の会社	国の教育訓練 給付金制度	労働組合	その他	
該当(すべて)	1	2	3	4	5
最も補助が大きい もの(1つ)	1	2	3	4	

問5（6）へ

問5（4）で「1 勤務先の会社」～「4 その他」に○をつけた方にうかがいます

（5）補助を受けた額について該当するもの1つに○をつけてください。

1万円未満	1万円以上 2万円未満	2万円以上 5万円未満	5万円以上 10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 50万円未満	50万円以上	わからない
1	2	3	4	5	6	7	8

問5（1）で「1（自己啓発を）行った」に○をつけた方にうかがいます

（6）自己啓発を行った理由は何ですか。該当するものすべてに○をつけてください。
また、最も重要な理由に該当するもの1つに○をつけてください。

	理由	最も重要な理由
現在の仕事に必要な知識・能力を身につけるため	1	1
将来の仕事やキャリアアップに備えて	2	2
昇進・昇格に備えて	3	3
配置転換・出向に備えて	4	4
資格取得のため	5	5
転職や独立のため	6	6
海外勤務に備えて	7	7
退職後に備えるため	8	8
その他	9	9

問5（1）で「1（自己啓発を）行った」に○をつけた方にうかがいます

（7）自己啓発によって得られた技能・知識などは、業務にどのように役立ちましたか。
該当するものすべてに○をつけてください。

現在の仕事の課題が解決できた	1
現在の仕事の幅が広がった	2
社内での評価が高まった	3
希望する部署・担当への異動・配置転換につながった	4
役職等の昇進・昇格につながった	5
賃金（賞与・給与）の引上げにつながった（一時金又は手当の支給を含む）	6
正社員への転換につながった	7
仕事に対するモチベーションが向上した	8
仕事に対する自信がついた	9
社内外のネットワークやコミュニティが広がった	10
転職、独立、副業・兼業など、現在の会社以外の仕事で役に立った	11
その他の役に立った	12
役に立たなかった	13

すべての方にうかがいます

問6 自己啓発にあたって、どのような問題点を感じますか。
該当するものすべてに○をつけてください。

仕事が忙しくて自己啓発の余裕がない	1
家事・育児が忙しくて自己啓発の余裕がない	2
休暇取得・定時退社・早退・短時間勤務の選択等が会社の都合でできない	3
適当な教育訓練機関が見つからない	4
費用がかかりすぎる	5
コース等の情報が得にくい	6
コース受講や資格取得の効果が定かでない	7
自己啓発の結果が社内で評価されない	8
どのようなコースが自分の目指すキャリアに適切なかわからない	9
自分の目指すべきキャリアがわからない	10
その他の問題	11
特に問題はない	12

すべての方にうかがいます

問 7 自己啓発にあたって、会社からどのような支援を受けたいですか。

該当するものすべてに○をつけてください

受講料などの金銭的援助	1
社内での自主的な勉強会等に対する援助	2
教育訓練休暇（有給、無給の両方を含む）の付与	3
就業時間の配慮	4
教育訓練機関、通信教育等に関する情報提供	5
自己啓発を通じて身に付けることが望まれるスキルや知識の提示	6
自己啓発を通して取得した資格等に対する報酬	7
自己啓発の取組に対する人事考課における考慮	8
兼業・副業の推進・容認	9
その他の支援	10
特に受けたい支援はない	11

V これからの職業生活設計について

すべての方にうかがいます

問 8 あなたは、自分自身の職業生活設計*25について、どのように考えていますか。

該当するもの1つに○をつけてください。

自分で職業生活設計を考えていきたい	1
どちらかといえば、自分で職業生活設計を考えていきたい	2
どちらかといえば、会社で職業生活設計を提示してほしい	3
会社で職業生活設計を提示してほしい	4
その他の考え	5
わからない	6

*25 職業生活設計

ここでは、労働者本人の適性、職業経験等に応じ、職業の選択、職業能力の開発及び向上のための取組について計画し、まとめたものをいいます。

すべての方にうかがいます

問 9

(1) あなたは、令和5(2023)年度中にキャリアに関する相談をした（キャリアコンサルティング*26を受けた）ことがありますか。該当するもの1つに○をつけてください。（会社の制度に基づくものであるかどうかにかかわらずお答えください。また、身近な上司や人事担当者のほか、社外の方などに相談した場合であっても「ある」に○をつけてください。）

ある	ない
1	2

→ 11 頁問 9 (4) へ

*26 キャリアコンサルティング

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第2条第5項に規定するキャリアコンサルティング（労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うこと）をいいます。

問 9（１）で「１ ある」に○をつけた方にうかがいます

（２）あなたはキャリアに関する相談を誰にしましたか。

該当するもの 3 つまで○をつけてください。

	相談をした相手 (3 つまで)
企業内の人事部	1
企業内の人事部以外の組織またはキャリアに関する専門家 (キャリアコンサルタント* ²⁷)	2
職場の上司・管理者	3
企業外の独立したキャリアコンサルタント	4
企業外の機関等 (再就職支援会社、キャリアコンサルティングサービス機関等)	5
その他	6

***27 キャリアコンサルタント**

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 30 条の 3 に規定するキャリアコンサルタント（キャリアコンサルタントの名称を用いて、キャリアコンサルティングを行うことを職業とする者）をいいます。

問 9（１）で「１ ある」に○をつけた方にうかがいます

（３）キャリアに関する相談をしたことは、どのように役に立ちましたか。

該当するものすべてに○をつけてください。

自分の目指すべきキャリアが明確になった	1
自己啓発を行うきっかけになった	2
適切な職業能力開発の方法がわかった	3
仕事に対する意識が高まった	4
現在の会社で働き続ける意欲が湧いた	5
上司・部下との意思疎通が円滑になった	6
再就職につながった	7
その他の役に立った	8
役に立たなかった	9

すべての方にかがいます

(4) キャリアコンサルタントによる相談を利用できるとすれば、利用したいと思いますか。

現在の利用状況に関わらず、該当するもの1つに○をつけてください。

費用を負担することなく、社内で利用できるのであれば、利用したい	1
費用を負担することなく、社外で利用できるのであれば、利用したい	2
社外で、費用を負担してでも利用したい	3
利用するつもりはない	4
わからない	5

12 頁問 10 へ ←

問 9 (4) で「1 費用を負担することなく、社内で利用できるのであれば、利用したい」～「3 社外で、費用を負担してでも利用したい」に○をつけた方にかがいます

(5) 今後、キャリアコンサルタントに相談したい内容は何ですか。

該当するもの3つまで○をつけてください。

	相談したい内容 (3つまで)
将来のキャリアプラン	1
仕事に対するモチベーションの向上	2
仕事に対する適性・適職(職業の向き不向き)	3
適切な職業能力開発の方法(資格取得、効果的な自己啓発の方法等)	4
仕事の内容、賃金、労働時間などの労働条件・労働環境	5
昇進・昇格や異動(配置転換、出向等)	6
退職や転職	7
定年や早期退職後の再雇用・再就職	8
職場の人間関係	9
傷病・疾病の治療に伴う入院・通院、休職などと就労の折り合い	10
出産・育児、介護などの生活面での課題と就労の折り合い	11
その他	12

すべての方にうかがいます

問 10 あなたは、令和 5（2023）年度中に教育訓練休暇^{*28}、教育訓練短時間勤務^{*29}又は教育訓練所定外労働時間免除^{*30}といった制度を利用したことがありますか。

また、今後、利用したいですか。それぞれについて該当するもの 1 つに○をつけてください。

令和 5（2023）年度について	教育訓練休暇 （30 日以上 の休暇）	教育訓練休暇 （30 日未満 の休暇）	教育訓練 短時間勤務	教育訓練所定外 労働時間免除
勤務している事業所に制度があり、 利用したことがある	1	1	1	1
勤務している事業所に制度はあるが、 利用したことはない	2	2	2	2
勤務している事業所に制度がない	3	3	3	3
勤務している事業所に制度があるか 分からない	4	4	4	4

今後について	教育訓練休暇 （30 日以上 の休暇）	教育訓練休暇 （30 日未満 の休暇）	教育訓練 短時間勤務	教育訓練所定外 労働時間免除
利用したい	1	1	1	1
利用したくない	2	2	2	2
どちらでもよい	3	3	3	3

***28 教育訓練休暇**

職業人としての資質の向上その他職業に関する教育訓練を受ける労働者に対して与えられる休暇をいいます。有給であるか無給であるかは問いません。また、社内での名称が異なる場合でも同様の目的で使用できる場合も含みます。（有給の場合は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 39 条の規定による年次有給休暇として与えられるものは除きます。）

***29 教育訓練短時間勤務**

職業人としての資質の向上その他職業に関する教育訓練を受ける労働者が活用することのできる短時間勤務（所定労働時間の短縮措置）をいいます。また、社内での名称が異なる場合でも同様の目的で使用できる場合も含みます。

***30 教育訓練所定外労働時間免除**

職業人としての資質の向上その他職業に関する教育訓練を受ける労働者が活用することのできる所定外労働時間の免除をいいます。また、社内での名称が異なる場合でも同様の目的で使用できる場合も含みます。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

ご記入いただいた調査票は、12月16日（月）までに、
同封の返信用封筒（水色・切手不要）に入れてポストに投函してください。